

【参考】企業会計基準第12号（平成24年6月改正）からの改正点

平成26年5月16日

## 企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」

企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」（最終改正平成24年6月29日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。

改正後	改正前
<p><b>企業会計基準第12号</b> <b>「四半期財務諸表に関する会計基準」</b></p> <p>平成19年 3月14日 改正平成20年12月26日 改正平成21年 3月27日 改正平成21年 6月26日 改正平成22年 6月30日 改正平成23年 3月25日 改正平成24年 6月29日 <u>最終改正平成26年 5月16日</u> 企業会計基準委員会</p>	<p><b>企業会計基準第12号</b> <b>「四半期財務諸表に関する会計基準」</b></p> <p>平成19年 3月14日 改正平成20年12月26日 改正平成21年 3月27日 改正平成21年 6月26日 改正平成22年 6月30日 改正平成23年 3月25日 <u>最終改正平成24年 6月29日</u> 企業会計基準委員会</p>
<p><b>会計基準</b> <b>四半期連結財務諸表の作成基準</b> <b>会計処理</b> <b>企業結合に係る暫定的な会計処理の確定</b> <u>10-4. 企業結合に係る暫定的な会計処理の確定した四半期連結会計期間においては、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」（以下「企業結合会計基準」という。）（注6）に準じて、企業結合日の属する四半期連結会計期間に遡って当該確定が行われたかのように会計処理を行う。</u></p>	<p><b>会計基準</b> <b>四半期連結財務諸表の作成基準</b> <b>会計処理</b>  (新 設)</p>

改正後	改正前
<p><b>四半期個別財務諸表の作成基準</b></p> <p><b>会計処理</b></p> <p><b>企業結合に係る暫定的な会計処理の確定</b></p> <p>21-4. <u>企業結合に係る暫定的な会計処理の確定した四半期会計期間においては、企業結合会計基準（注 6）に準じて、企業結合日の属する四半期会計期間に遡って当該確定が行われたかのように会計処理を行う。</u></p>	<p><b>四半期個別財務諸表の作成基準</b></p> <p><b>会計処理</b></p> <p>（新 設）</p>
<p><b>適用時期等</b></p> <p>（平成 21 年 3 月改正会計基準）</p> <p>28-5. 平成 21 年 3 月改正の本会計基準（以下「平成 21 年 3 月改正会計基準」という。）（ただし、第 11 項及び第 13 項を除く。）の適用時期は、平成 20 年に改正された<u>企業結合会計基準</u>（以下「平成 20 年改正企業結合会計基準」という。）と同様とする。</p>	<p><b>適用時期等</b></p> <p>（平成 21 年 3 月改正会計基準）</p> <p>28-5. 平成 21 年 3 月改正の本会計基準（以下「平成 21 年 3 月改正会計基準」という。）（ただし、第 11 項及び第 13 項を除く。）の適用時期は、平成 20 年に改正された<u>企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」</u>（以下「平成 20 年改正企業結合会計基準」という。）と同様とする。</p>
<p>（平成 26 年改正会計基準）</p> <p>28-13. <u>平成 26 年改正の本会計基準（以下「平成 26 年改正会計基準」という。）の適用時期は、平成 25 年に改正された企業結合会計基準（以下「平成 25 年改正企業結合会計基準」という。）の暫定的な会計処理の確定の取扱いに係る事項の適用時期と同様とする。</u></p>	<p>（新 設）</p>
<p><b>議 決</b></p> <p>29-8. <u>平成 26 年改正会計基準は、第 287 回企業会計基準委員会に出席した委員 13 名全員の賛成により承認された。なお、出席した委員は以下のとおりである。</u></p> <p><u>小 野 行 雄（委員長）</u></p> <p><u>新 井 武 広（副委員長）</u></p>	<p><b>議 決</b></p> <p>（新 設）</p>

改正後	改正前
<p>小賀坂 敦 (副委員長)</p> <p>関 口 智 和</p> <p>関 根 愛 子</p> <p>徳 賀 芳 弘</p> <p>淵 田 康 之</p> <p>正 脇 久 昌</p> <p>増 一 行</p> <p>弥 永 真 生</p> <p>柳 橋 勝 人</p> <p>吉 田 稔</p> <p>渡 部 仁</p>	
<p><b>結論の背景</b></p> <p><b>検討の経緯</b></p> <p>30-8. <u>平成 26 年改正会計基準は、平成 25 年改正企業結合会計基準により、暫定的な会計処理の確定に関する取扱いが改正されたことを踏まえて、所要の改正を行ったものである。</u></p>	<p><b>結論の背景</b></p> <p><b>検討の経緯</b></p> <p>(新 設)</p>
<p><b>四半期財務諸表の作成基準</b></p> <p><b>会計処理</b></p> <p><b>企業結合に係る暫定的な会計処理の確定</b></p> <p>47-4. <u>平成 25 年改正企業結合会計基準において、暫定的な会計処理の確定が企業結合年度の翌年度に行われた場合には、比較情報の有用性を高める観点から、企業結合年度に遡って当該確定が行われたかのように会計処理を行うこととしている。このため、四半期財務諸表においても、年度の取扱いと同様に、暫定的な会計処理の確定した四半期会計期間においては、企業結合日の属する四半期会計期間に遡って当該確定が行われたかのように会計処理を行うことを明らかにした (第 10-4 項及び第 21-4 項参照)。</u></p>	<p><b>四半期個別務諸表の作成基準</b></p> <p><b>会計処理</b></p> <p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p><b>年度における四半期財務情報に係る開示</b> <b>各四半期別の企業業績の要約開示</b></p> <p>70. 上場会社においては第4四半期の四半期財務諸表の作成は求められていない。しかし、四半期データの連続性確保などの観点から、第4四半期の財務情報に対する強い開示ニーズが存在するとの指摘があったため、平成19年会計基準の検討においては、米国と同様に、四半期会計期間ごとの売上高や純損益などの限定的な情報を監査対象外の年度の財務情報として記載することが適当であると考えられた。</p> <p>なお、平成22年改正会計基準では、年度末において自発的に重要な会計方針の変更が行われた場合、企業会計基準第24号により遡及適用することを踏まえ、当年度の既に開示されている各四半期会計期間における財務情報に関する遡及適用後の金額についても、期間比較を適切に行うにあたって有用な情報であると考えられる。</p> <p><u>また、平成26年改正会計基準では、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定した四半期会計期間においては、企業結合会計基準（注6）に準じて、企業結合日の属する四半期会計期間に遡って当該確定が行われたかのように会計処理を行うことを踏まえ、当年度の既に開示されている各四半期会計期間における財務情報に関する暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直し後の金額についても、期間比較を適切に行うにあたって有用な情報であると考えられる。</u></p>	<p><b>年度における四半期財務情報に係る開示</b> <b>各四半期別の企業業績の要約開示</b></p> <p>70. 上場会社においては第4四半期の四半期財務諸表の作成は求められていない。しかし、四半期データの連続性確保などの観点から、第4四半期の財務情報に対する強い開示ニーズが存在するとの指摘があったため、平成19年会計基準の検討においては、米国と同様に、四半期会計期間ごとの売上高や純損益などの限定的な情報を監査対象外の年度の財務情報として記載することが適当であると考えられた。</p> <p>なお、平成22年改正会計基準では、年度末において自発的に重要な会計方針の変更が行われた場合、企業会計基準第24号により遡及適用することを踏まえ、当年度の既に開示されている各四半期会計期間における財務情報に関する遡及適用後の金額についても、期間比較を適切に行うにあたって有用な情報であると考えられる。</p>

以 上